

し、建造物や美術工芸品も含めての歴史講座や文化財探訪会を計画している。また、観光振興団体主催のイベント（東京で開催の「近江歴史塾」の講師として参画）に協力するなどの取り組みも行っている。

県内外への情報発信については、県のホームページに文化財学習シートなどの文化財情報を掲載しているが、この情報量の拡大を図っている。

いずれの取り組みも、今後とも、より充実したものとなるよう努めていく。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監 査 の 意 見
-----------

○委託契約について

業務委託契約の中で機器やシステム等の保守点検業務については、依然として随意契約が多く見られる。経済性、効率性、透明性の観点から、更に改善に向け検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(警察本部)

現在、エレベータの保守点検業務委託は、安全性を優先する観点からフルメンテナンス契約（FM契約）でメーカーと一者随契していたが、今後は、契約の透明性・競争性を優先するため、パーツ・オイル・グリス・メンテナンス契約（POG契約）に変更のうえ、予定価格の区分に従い、指名競争入札または数業者による随意契約による執行方法に変更することとした。

(成人病センター)

各種医療機器や予約患者受付機等については、平成16年度から一部の機器を除いて保守点検業務委託をやめ、修理等が発生した場合に修繕により対応することとして経費の節減を図った。

個々に委託していた施設管理にかかる保守点検業務については、平成17年度から業務を一括し、さらに2年間の複数年契約を行うこととして、随意契約から指名競争入札に変更して改善を図った。

(小児保健医療センター)

施設管理にかかる保守点検業務委託については、平成17年度から個々に業務委託をしていた各種施設設備を一括し、2年間の複数年契約を行うこととして、随意契約から指名競争入札に変更して改善を図った。

また、医事業務および給食業務についても平成17年度から2年間の複数年契約を行うことで同様の改善を図った。

(精神保健総合センター)

個々に業務委託していた各種施設機器やシステムにかかる保守点検業務については、平成17年度から施設管理にかかる保守点検業務委託と一括して2年間の複数年契約とし、また、契約方法を随意契約から指名競争入札に変更して改善を図った。

また、医事業務および給食業務についても平成17年度から2年間の複数年契約を行うことで同様の改善を図った。

(企業庁)

業務委託契約については、複数年契約や一括契約の導入などにより経費節減や競争原理が働くよう契約方法の改善に取り組んできたところである。

各種機器の保守点検および浄水場中央監視制御設備や電算処理システムの保守点検業務委託については、機器によっては特定の者でなければ受託できないものやシステムのノウハウが公開されておらずメーカーや開発業者でなければ対応できないものがあり、競争入札により難しく、やむを得ず1者随意契約としているが、機器の保守点検業務等のうち一部のものについて業者調査の結果、複数者による競争原理を導入するように改めることとした。

今後とも、業務の見直しや受託可能業者の検索調査等を十分実施することにより経費の節減や競争原理導入の可能性を検討して行く。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	<p>○県民法律相談のあり方について</p> <p>県民法律相談については、滋賀弁護士会に委託し、弁護士による無料相談業務を大津市と彦根市の両会場で、1件あたり30分程度の時間で実施している。大津市、彦根市には相当数の弁護士事務所が存在しており、その必要性について疑問が残る。</p> <p>さらに、法律相談については、滋賀弁護士会においても県下4会場で行っており、また、一部の市町においても行っていることから、県民法律相談のあり方について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(政策調整部広報課)</p> <p>県民法律相談事業は、県の行政サービスである県民相談の一環として実施していることから、これまで無料でやってきた。</p> <p>しかし、有料ではあるが、滋賀弁護士会の法律相談が県内4ヶ所で行われており、市町による無料の法律相談も実施されていることから、平成18年度における当該事業のあり方について、廃止も含めて検討している。</p>

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	<p>○県政記者室のあり方について</p> <p>現在、県庁本館3階に県政記者室があり、事実上記者クラブ12社に担当する職員1名の人件費も含め無償で提供されている。別に、県庁新館に教育・労政・スポーツ記者室があり、これも同様の措置がとられている。更に、地方新聞記者室、県警記者室があり、いずれも無償で提供されている。行政財産の使用を限定して提供する法的な根拠は乏しい。全国的に見ても、本県の規模は大きくはなく、4ヶ所も記者室を設ける必要性を感じない。県行政全般において見直しに取り組んでいる中、聖域はなく、県行政が広報する場所としてのメディアセンターのような、報道機関が自由に出入りできるような広報体制について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(政策調整部広報課)</p> <p>①県政記者室職員1名の人件費について</p> <p>記者室は行政財産の目的内使用によるものであることから、その管理業務に要する人件費を県が負担することは適当と考えるが、県行政全般にわたる事務事業の見直しの中で、本事業は平成18年度に廃止することとしている。</p> <p>②県政、教育、地方、県警記者室に行政財産を無償で提供する法的根拠について</p> <p>地方公共団体がその庁舎内に設置した新聞記者室に関する判例（京都地裁判決（平成4.2.10））では、「記者室は京都府の事務または事業の遂行のため京都府が施設を供するものであり、直截に公用に供されているものといえるから、行政財産の目的内使用に当たり、これが、行政財産を第三者に対し、目的外に使用させる場合に該当しないものと認められる」としている。</p> <p>このため、本県の場合にあっても記者室は、県の施策や行事など公共的情報を迅速かつ広範に県民に周知させる広報活動の一環として施設を記者等に使用させているものであり、県の広報活動（記者発表、資料提供）と報道機関の円滑な取材の接点である以上、行政財産の目的内使用であり、記者クラブ等に対する使用料は生じないと考えている。</p> <p>③県政、教育、地方、県警記者室の4ヶ所を設ける必要性について</p> <p>日本新聞協会加盟社と（社）滋賀県新聞連盟に加盟する地方新聞社との取材活動の規模や取材対象事項、適時性、さらに双方の意見の相違等の実情を考慮し、個別に設置する必要があるとの判断から今日にいたっているが、ご意見を踏まえ、両加盟社と協議を重ねた結果、県政、教育、地方新聞の3つの記者室を統合することで合意を得たところであり、平成17年5月中に対応することとしたい。</p> <p>④報道機関が自由に出入りできるような広報体制について</p> <p>記者室を報道機関であれば誰でも自由に利用できるとすること、すなわち、完全開放に</p>

については、収容力、セキュリティの問題、利用する報道機関の定義付けをどうするのか等の課題があることから、難しいと考えており、今後研究することとしたい。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	<p>○地方紙等に対する広告料について</p> <p>県政の重要事業・施策等を広報するため、地方紙等に1,290万円余りの広告料が支払われている。</p> <p>近年の情報伝達手段の進展は著しく、新聞媒体を超えてインターネットに代表される分野に移行しつつある中で、掲載している地方紙等の中には地域的な偏りがあるなど、掲載効果や発注方法について検討する必要があると思われる。経済性、効率性、透明性の観点から、年間計画の中で他の広報媒体との効果比較など、当広告料の必要性やあり方について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(政策調整部広報課)</p> <p>①地方紙等への広告掲載効果や発注方法について</p> <p>地方紙はそれぞれの地域に密着した広報媒体であり、地域住民にとっては最も親しみのある身近な情報源として浸透、定着していることから、それぞれの地域において、生活情報としてニーズの高い県政情報などをお知らせする広報媒体として効果的であると考えている。</p> <p>今後は、広報掲載の単価、回数、時期を考慮するなど、経済性、効率性の観点から一層の事務の改善を図りたい。</p> <p>②当広告料の必要性やあり方について</p> <p>地方紙だけでなく、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット・ホームページなど各種媒体の広告効果を常に注視しながら、効果的、効率的な広報活動に努める。</p>

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	<p>○青少年対策について</p> <p>青少年対策については、知事部局、教育委員会、警察本部さらに市町村、関係団体等が密接に連携し取り組むことが重要である。平成15年度より、所管が教育委員会から知事部局となり、総合調整機能を活かしながら青少年育成中期指針の策定や非行少年等の立ち直り支援、滋賀県青少年の健全育成に関する条例の改正などに取り組まれているが、青少年対策がとりわけ前進したとは見受けられない。また地域振興局管内での関係機関とのネットワークづくりについても十分な状況には至っていない。県としてリーダーシップを発揮し、更なる取り組みを推進されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(政策調整部企画調整課)</p> <p>青少年の育成に向けて社会全体で取り組むため平成16年3月に策定した青少年育成中期指針の推進方策の検討や県事業での取組を進めてきた。</p> <p>特に、青少年の体験学習・体験活動(しが5つの教科書)の推進については、子ども向け体験活動の総合案内パンフレットを作成し、数多くの子どもたちの参加を促すことができた。また、「地域が学校、住民が先生」の考えのもと、県や市町の事業以外に民間団体等の事業実施者の拡大に向け働きかけを行い、NPOなどの10事業者から事業提供が行われた。</p> <p>また、非行を防止する取組としては、警察・学校・少年補導センター等関係機関や事業者と連携して万引き防止対策を重点的に取り組み、初発型非行少年の減少に成果をあげるとともに、市町等との連携のもと非行少年等の立ち直り支援事業を平成16年から新たに実施し、支援の拠点である県内4センター「あすくる」において就労・就学・生活改善の支援を少年の状況に応じて実施してきたところである。</p> <p>地域振興局においては、警察・学校・少年補導センター・市町等の関係機関による「地域青少年対策連絡会議」等の開催や立入調査などの環境浄化活動を通して関係機関との連</p>

携を図るとともに、地域課題に応じた非行防止活動等を推進している。

今後さらに、青少年育成中期指針の基本目標である「子どもが育つ人や自然との出会いが多い社会」の実現に向けて青少年対策本部の機能を有機的に活用し、市町や地域での取組促進のための支援やしきみづくりに取り組んでいく。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	<p>○退職者に係る特別昇給について</p> <p>退職手当条例の改正に伴う緩和措置として退職者に係る特別昇給を条例、規則に基づき平成16年1月に実施している。このような措置については県民に事前に十分説明されるよう努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部職員課)</p> <p>職員給与については、県民の理解と納得を得ることが重要であり、平成17年4月から施行された滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく公表のほか、これまでと同様に「滋賀プラスワン」においても公表していく。なお、退職手当の減額改正に伴い実施した特別昇給については、今後、廃止する。</p>

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	<p>○施設・外郭団体の見直しについて</p> <p>県民の福祉の増進を目指し、県はこれまで各種施設等を設置し、また役務の提供を担う主体等として事業団等(外郭団体)を設立してきたが、施設や外郭団体の中には、時代の変遷とともにその役目を終えつつあると思われるものがある。</p> <p>これまでも施設の市町村への移管や外郭団体の統合、事務局の一元化等、その見直しを進め、現在も第三次の外郭団体の見直しを進められているところであるが、施設・外郭団体の中には、財団法人滋賀総合研究所のように民間にできることは民間に任せてもよいもの等が見受けられることから、なお一層、施設・外郭団体の見直しに取り組まれない。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部職員課)</p> <p>ア. 公の施設について、平成18年4月の指定管理者制度導入に先立ち施設自体の必要性を検証することと「財政危機回避のための改革基本方針」に基づく取り組みとして、平成17年2月に「公の施設の見直しについて」を策定したところである。今後、この方針により、廃止、移管等の施設の見直しや運営改善の取り組みを進めることとしている。</p> <p>イ. 外郭団体について、平成9年度から、主として県が2分の1以上の出資、出捐している団体を対象(指定出資法人)に、団体の設立の趣旨を再点検し組織や経営のあり方などについて見直しを行ってきた。「公社・事業団等外郭団体の見直しについて(第三次)」(計画期間: H14~H16年度)における取り組みの結果は、4法人の削減、法人の経費削減として事務事業の減量化925百万円、人件費の削減276百万円、計1,201百万円の削減となったところである。今後、第三次見直しの結果や指定管理者制度の導入状況などを踏まえ次期計画を策定する予定である。</p>

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	<p>○地方分権時代に向けて</p> <p>市町村合併が進捗していく中で、県と市町の行政役割分担については、依然として重複している業務があるように見受けられるので、市町との新たな役割分担のあり方について総合的、抜本的に見直しをされたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部職員課)</p> <p>市町村合併の進展、危機的な財政状況など地方自治を取り巻く環境変化の中で、県と市町の新たなパートナーシップの構築に向けて、平成16年11月に県と市町が共同して「滋賀</p>